

令和2年度「年末官民合同建設現場パトロール」実施報告

実施日：令和 2年12月 4日(金) 晴れ

* 顔合せ 13時20分～ * パトロール 13時40分～ * 報告会 16時10分～

顔合せ会をしてから、管内を4班(小笠・掛川・磐田・袋井森)に分かれ、各々2箇所の現場をパトロールし、帰着後、官民合同で実施したパトロールの報告会を行った。

主 催：建設業労働防止協会静岡県支部袋井分会・袋井建設業協会安全委員会

共 催：磐田労働基準監督署・静岡県発注機関(土木・農林・企業局)同行

参加者：26名

磐田労働基準監督署 廣瀬署長 工藤安全衛生課長 福島第二方面主任 森労働基準監督官

袋井土木事務所 牧村検査監

中遠農林事務所 川畑検査監

企業局西部事務所 辻村工務課長

建災防袋井分会(袋井建協) 鈴木和男分会長他 安全委員(建災防安全指導者)18名

パトロール箇所：管内4班 現場8箇所(菊川市・掛川市・磐田市・袋井市・森町)

報告会では、各現場事務所で新型コロナウイルス感染対策が徹底されていたが、今後も対策継続をすること。また、この時期はとても風が強いので、飛散防止のための防護処置が必要であることや不備の無い作業計画書等の作成及び第三者事故への十分な対策が求められた。



《会長挨拶》



《参加者出発前集合写真》



《パトロールの実施》

《 参考 》 令和 2年12月 1日(火) ～ 令和 3年 1月15日(金)

静岡年末年始無災害運動・・・静岡労働局

スローガン 「 感染防止に安全確認 笑顔で迎える年末年始 」

年末年始労働災害防止強調期間・・・建災防

スローガン 「 無事故の歳末 明るい正月 」

【建設業協会会員の今後の課題】

- 1, 建設業労働災害防止規程を遵守する。
- 2, 重機作業における立入禁止措置を行う。バックホウのフック収納の徹底を行う。
- 3, 建設用機械や工事車両通路における法肩部の注意喚起（路肩表示）を行う。
- 4, 施工現場内に看板等の標示物を設置し、作業員全員に周知させる。
- 5, 施工現場内での安全対策防止措置（敷き鉄板などの段差解消、安全施設強化等）を徹底する。
- 6, 作業主任者・責任者の標示板に作業主任者の職務内容の記載表示を必ずする。
- 7, 日々の作業計画書（重機作業・クレーン作業）の作成を徹底する。 ※参考：宮崎労働局HPひな形資料3
https://isite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/kijun_13.html
- 8, 現場で使用する建設用機械は年次点検を確実にし、その年のシールを張る。
- 9, 新型コロナウイルス感染症対策の実施を徹底する。三蜜の防止の徹底をする。
- 10, 転倒災害・墜落転落災害の防止。
- 11, 第三者事故の対策をとる。（歩行者通路と作業エリアの明確な区別）

《補足》

- ・建設業法40条標識の掲示について、建設業法の一部改正により「発注者から直接請負ったものに限る。」に変更になりました。*参考：添付資料1
- ・磐田労働基準監督署 廣瀬署長より、転倒防止の徹底「静岡労働局ぬかづき運動」の徹底及び「建設現場も働き方改革「ふじまるくん」シールでアピールしてください。*参考：資料2
- ・整理整頓のされている安全管理のしっかりした綺麗な現場は災害が発生しにくい。

【各班パトロール状況】

● 小笠班



● 掛川班



● 磐田班



● 袋井森班



【パトロール実施結果】

	指摘事項	推奨事項
小笠班	<ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所横の残土置き場にバリケード等で立入禁止措置がされていなかった。(安衛則585条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンスバリケードと点滅灯等で車両通路と公園との分離措置がされていた。 ・コロナ、インフルエンザ対策に、アルコール消毒液や 検温器が常備されていた。 ・鉄ピンとトラロープ、赤旗で仮設通路からの転落防止柵が設置されていた。

	指摘事項	推奨事項
掛川班	<ul style="list-style-type: none"> ・バケット作業時に吊りフックが格納されていなかった。(安衛則164条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対策の掲示物や消毒及び検温器準備されており、日々の体調管理票等が整備されていて良い。 ・住宅街に現場事務所がある為、トタン養生等で近隣対策が良好である。 ・ハザードマップが大変良く出来ている。

	指摘事項	推奨事項
磐田班	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウの作業計画書の不備。(安衛則155条) ・同一箇所での多数業者で作業をおこなう場合は、統括安全衛生責任者又は店社安全衛生管理者を選任すること。(安衛則15条) ・特定自主点検の標記不備があった。(安衛則169条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工箇所と車道の分離が鉄ピン・トラロープでされていた。また、夜間の対応として、チューブライトの配備を行っていた。 ・安全書類及び安全掲示物が整理されている。同様に現場の整理整頓がしっかりとされている。 ・運搬経路の法肩に注意喚起の『のぼり旗』が設置されていて、視覚的に効果的であった。

	指摘事項	推奨事項
袋井森班	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ感染拡大対策がされていた。 ・作業担当者が分かり易く工夫されていた。 ・法面にブルーシート仮設の落石防止ネットが設置されていた。その注意喚起表示もされていた。

【パトロール実施時における指摘、推奨写真】

● 小笠班 指摘事項



推奨事項



● 掛川班 指摘事項



推奨事項



● 磐田班 指摘事項



推奨事項



● 袋井森班 推奨事項



推奨事項

